

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）について

社会福祉法人 善通寺福祉会

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和6年（2024年）6月の介護報酬改定において介護職員等の処遇改善加算が1本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

【介護職員等処遇改善加算の算定要件】

1. 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
2. 資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること。
3. 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

区分	内容
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援制度を創設し、経済的負担を無くし業務の一環として介護福祉士を取得できる体制を確立 毎月職員研修を実施し、より専門性の高い専門職を目指す。 毎年施設長との面談を行い、勤務希望調査などを実施
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する、地域の生徒や住民との交流の実施 多様な研修会を実施し、知りたい・身に着けるべき内容の研修を提供する。